

船舶検査証書

第2-1015号

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 博 陽 丸	第252-25649号	和歌山県和歌山市
総トン数又は船舶の長さ	用 途	船 舶 所 有 者
19 トン (15.10メートル)	押 船 兼 曳 船	道 法 博 文

航行区域又は従業制限
(国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)

沿海区域

ただし、
(1) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域、並びに、
(2) 船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

最大 とう 載 人 員	旅 客	押船兼曳舟の場合	0 人	その他の場合	12 人
	船 員	押船兼曳舟の場合	3 人	その他の場合	3 人
	その他の乗船者	押船兼曳舟の場合	12 人	その他の場合	0 人
	計	押船兼曳舟の場合	15 人	その他の場合	15 人
制 限 汽 圧					
その他の航行上の条件					
有 効 期 間		令和 9 年 2 月 3 日 まで			

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

令和 2 年 12 月 2 日 (和歌山)

日本小型船舶検査機構

